慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法四九四〕 会社による内閣府令違反の議決権代理行使の勧誘が株主総会決議取消事由に当たらないとされた事例(東京地裁平成七年七月七日民八部判決)
Sub Title	
Author	宮島, 司(Miyajima, Tsukasa) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.3 (2009. 3) ,p.109- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090328-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法四九四〕 会社による内閣府令違反の議決権代理行使の勧誘が株主総会決議取消事由に当たらないとされた事例

（東京地裁平成七年七月七日民八部判決
株主総会決議取消請求事件
東京地裁平一六（ワ）二四三九八号）

〔判示事項〕

一　代理行使勧誘内閣府令一条一項および一〇条は、議決権代理行使の勧誘を行なう者が勧誘に際して守るべき方式を定めた規定であること、また議決権の代理行使の勧誘は、株主総会の決議の前段階の事実行為であって株主総会決議の方法ではないことから、内閣府令は、商法二四七条一項一号の「法令」には当たらない

二　参考書類の不交付は内閣府令に違反するが、株主は勧誘者が誰であったか理解していたのであるから情報が欠けていたとはいえないし、また委任状に議案ごとの賛否欄が設けられていないのでこれも内閣府令に違反するが、議決権行使書の用紙にはそれが設けられており、株主の大部分が議決権行使書に記載された議案ごとの賛否の表示に従って議決権の代理行使がなされたのであるから、決議の方法に著しい不公正があったとはいえない

〔参照条文〕

商法二四七条一項一号、証券取引法一九四条、証券取引法施行令三六条の二第一項・五項、上場会社の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令一条一項・一〇条（いずれも改正前）

〔事実の概要〕

本件被告Yは、昭和四八年に設立された資本金一八億二六四〇万円、発行済株式総数一八五三万三一一六株（総議決権数一八万四二四五個）、株主数七一六四名の東京証券取引所一部上場の株式会社であり、原告Xは、Yの四万四二七八株（議決権数四四二個）を有する株主である。

Yは、平成一六年八月三日に、Yの株主全員に対し、同月二〇日開催の第三二回定時株主総会の招集通知ならびに議決権行使の参考となるべき事項を記載した参考書類および議決権行使書を送付したが、その際、参考書類中の原告X提案の第五号議案（社外取締役二名選任の件）については、Xの提案理由の他、取締役会の同議案に反対する旨の意見が記載されていた。また、議決権行使書には、議案ごとに株主の賛否を記載する欄が設けられており、「各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします」との表示がなされていた。

Yの株主であるXは、同年八月六日、Yの株主に対し、委任状用紙およびX提案の第五議案について、提案の趣旨・意図等を記載した参考書類を送付して、株主総会における議決権の行使につき、Xに委任するよう勧誘した。

その後、Yは、Yの取締役や従業員（被告側勧誘者）を通して、Yの一部の株主（本件株主）に対し委任状（本件委任状）を送付して勧誘したり、被告Y側勧誘者が本件株主の自宅を訪問して本件委任状を交付して勧誘したり、上司である被告側勧誘者が、社内で、本件株主である従業員らを集め、口頭で委任状の趣旨を説明し、本件委任状を提出するよう要求して勧誘したりする方法で委任状の勧誘を行なった。この際、被告側勧誘者が本件株主に対して送付または交付した本件委任状の用紙には、議案ごとに被勧誘者の賛否を記載する欄が設けられておらず、また先に送付済みの株主総会参考書類とは別な所定の参考書類を送付または交付することもなかった。そして、本件株主のうち、Yが希望する株主（Y希望株主）に対し議決権行使を委任した株主の議決権数は二六三九一個（出席議決権数の約一七・九％）で、そのうち委任状と別途または同時に議決権行使書を送付した株主の議決権数は二五五九二個（出席議決権数の一七・四％）であり、委任状のみを送付した株主の議決権数は七九九個（出席議決権数の〇・五％）であった。

こうした状況の下、Yは、同年八月二〇日、株主総会を開催し各決議を行なった。その結果、Yの提案した第一か

ら第四号議案までは原案通り可決され、X提案の第五号議案は否決された。その際に、各株主から議決権の代理行使の委任を受けた代理人は、委任状と別途又は同時に議案ごとに賛否を表示した議決権行使書の送付を受けた株主分については、基本的にはその議決権行使書に記載された議案ごとの賛否の表示に従って議決権の代理行使をしたが、第一号から第五号議案すべてに「賛」の表示をした株主一名分（議決権数一個）、第三号議案（取締役七名選任の件）について候補者六名に「賛」の表示をした株主一名分（議決権数一八個）は株主の意思通りの行使はしておらず、また本件株主のうち委任状のみを送付した株主分についても、第一号から第四号議案に賛成、第五号議案に反対する旨の議決権の行使を行なった。

そこで、Xは、Yが同社の取締役および従業員を通して行なった議決権の代理行使の勧誘について、①必要事項が記載された参考書類が交付されていないことは、証券取引法一九四条、証券取引法施行令三六条の二第一項・五項、上場会社の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令一条一項・一〇条に違反し、②委任状用紙に必要事項が記載されていないことは内閣府令に違反し、商法二四七条一項一号に規定する決議の方法が法令に違反し、または著しく不公正な場合に該当するとして、本件株主総会決議取消の訴えを提起した。

〔判　旨〕

請求棄却

一　法令違反の有無

「代理行使勧誘内閣府令一条一項及び一〇条の規定は、委任状の様式及び議決権の代理行使の勧誘に際し交付すべき参考書類の記載内容を定めるものであるが、政令で定めるところに違反した方法による株主総会における議決権の代理行使の勧誘を禁止する証券取引法一九四条の規定の委任を受けて定められたものであるから、議決権代理行使の勧誘を行なう者が勧誘に際して守るべき方式を定めた規定であるというほかない。そして、議決権の代理行使の勧誘は、株主総会の決議の前段階の事実行為であって株主総会決議の方法ということはできないから、内閣府令をもって、株主総会の決議の方法を規定する法令ということはできない。

したがって、代理行使勧誘内閣府令に違反する事実が認められるとしても、この事実をもって商法二四七条一項一号が規定する決議の方法が法令に違反する場合に該当する

ということはできない」

二　決議方法の著しい不公正

㈠　参考書類の不交付

「Y側勧誘者が、株主に対し、議決権の代理行使の勧誘の際、所定参考書類を交付又は送付しなかったことは、…代理行使勧誘内閣府令一条一項に違反するものということができる。

しかしながら、Y側勧誘者の訪問により代理行使の勧誘を受けた株主については、Y側勧誘者からの口頭の説明で勧誘者がY又はYの意向を受けた者であることを理解していたと推認することができ、また、…委任状の送付により代理行使の勧誘を受けた株主については、Xからの議決権代理行使の勧誘の後に、Yから委任状が送付されたという経緯に加え、取締役会として第五号議案につき株主提案に反対する旨が株主総会参考書類に記載されていたことにより、Y希望株主がYの意向を受けた者であることを承知して議決権の代理行使を委任したものと推認することができるところ、議決権の代理行使の勧誘の際、Y側勧誘者による参考書類の交付等がなかったことから、本件株主において、議決権の代理行使の委任の可否を判断するための情報開示が欠けていたということはできない」

㈡　委任状における議案ごとの賛否欄の不記載

「Y側勧誘者が、株主に対して送付又は交付した委任状の用紙には、議案ごとに被勧誘者の賛否を記載する欄が設けられていなかったのであり、この事実は代理行使勧誘内閣府令一〇条に違反するものということができる。

しかしながら、株主総会の招集通知とともに株主全員に対して送付された議決権代理行使書の用紙には議案ごとに株主の賛否を記載する欄が設けられており、委任状と別途又は同時に議案ごとに賛否を表示した議決権行使書の送付を受けた株主分について、二名の株主分を除き、各株主の代理人において、その議決権行使書に記載された議案ごとの賛否の表示に従って議決権の代理行使をしたのであり、これらの株主分については、本件委任状の用紙に議案ごとの賛否欄が設けられていなかったことをもって、議案ごとの株主の意思が議決権の代理行使に反映されていなかったということはできない。また、委任状と別途又は同時に議案ごとの賛否の表示のない議決権行使書の送付を受けた株主分についても、被告Y提案の第一号ないし第四号議案については賛成の、原告X提案の第五号議案については反対の議決権の代理行使をしたのであり、議決権行使書に「各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案につい

ては賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします」旨表示されていたことを考慮すると、これらの株主分について、議決権の代理行使が株主の意思に反していたということはできないから、本件委任状の用紙に議案ごとの賛否欄が設けられていなかったことをもって、議案ごとの株主の意思が議決権の代理行使に反映されていなかったということはできない。

そうであれば、議決権の代理行使が必ずしも議案ごとの株主の意思に基づいていたということができないのは、本件株主のうち、委任状のみを送付した株主分（議決権数は七九九個、出席議決権数の約〇・五％）及び議決権行使書の賛否の表示とは異なる議決権の代理行使がなされた株主分（議決権数一九個、出席議決権数の約〇・〇一三％）にすぎず、これをもって各決議の成否に影響を及ぼすものということができない。

以上によれば、Yによる議決権の代理行使の勧誘について代理行使勧誘内閣府令一条一項又は一〇条に違反する点は認められるものの、議決権の代理行使が必ずしも株主の意思に基づいていたということができないのはわずかにとどまり、議決権の代理行使の勧誘の瑕疵は本件各決議の成否に影響を及ぼすものではないから、本件各決議における決議方法について著しい不公正があったということはできない」

〔研究〕

一部説明に問題はあるが、判旨に賛成である。

一　本件は、当時の代理行使勧誘内閣府令（最新のものは平成一九年改正）に違反する会社の委任状勧誘が、平成一七年改正前商法二四七条一項一号（会八三一条一項一号）の決議方法の法令違反または著しい不公正として、株主総会の決議取消事由に該当するかが争われた事例であるが、この問題に関するはじめての裁判例であるという意味で、また近時、企業買収をめぐっての委任状争奪戦が華やかとなっており、委任状と議決権行使書の優先関係などに関して同種の事件が起こる可能性も十分考えられるという意味で、先例としての意義を有するものである。

本件の第一の争点は、本件内閣府令に違反して代理行使の勧誘に際して参考書類が交付・送付されなかったことおよび委任状に賛否の欄がなかったことに関し、その違反が平成一七年改正前商法二四七条一項一号の決議方法の「法令」違反に該当するか否かに関するものであるが、本件裁判所は、代理行使勧誘内閣府令一条一項および一〇条（同

令一条一項は、勧誘の際の参考書類には勧誘者が会社または役員であるときはその旨の記載を要するとしており、同一〇条（現四三条）は、委任状には議案ごとに賛否の記載欄を設ける必要がある）は、議決権代理行使の勧誘を行なう者が勧誘に際して守るべき方式を定めた規定であること、また議決権の代理行使の勧誘は、株主総会の決議の前段階の事実行為であって株主総会決議の方法ではないことから、内閣府令は、平成一七年改正前商法二四七条一項一号の「法令」には当たらないとして、従来から学説上争いのあった問題に関して通説的な考え方を採用した（会社法の中で「法令」の語を使用する場合にも、それぞれの制度趣旨から異なる解釈がなされ得る。最判平成一二・七・七民集五四巻六号一七六七頁、東京地決平成一七・六・一判タ一一八六号一七四頁）。

また、第二の争点は決議方法の不公正に基づく決議の取消に関するものであるが、本件裁判所は、参考書類の不交付は内閣府令に違反するが、株主は勧誘者が誰であったか理解していたのであるから情報が欠けていたとはいえないし、また委任状に議案ごとの賛否欄が設けられていないのでこれも内閣府令に違反するけれども、議決権行使書の用紙にはそれが設けられており、株主の大部分が議決権行使書に記載された議案ごとの賛否の表示に従って議決権の代理行使がなされたのであるから、決議の方法に著しい不公正があったとはいえないとした。この点、とりわけ議決権行使書の賛否欄の記載と委任状に基づく議決権代理行使の代替性の関係に関しては、従来の裁判例ではまったく示されたことのなかった問題に対する判断でもあり、結論ないし理由についておそらく批判も少なくないものと思われる。

二　判旨一は、平成一七年改正前商法二四七条一項一号における「法令」とは、「株主総会の決議の方法を規定する法令」を意味するから、議決権の代理行使の勧誘を行なう者が勧誘に際して守るべき方式を定めたものであるに過ぎない代理行使勧誘内閣府令はこれに含まれないとする。この点、通説は、判旨と同じ理由で同府令違反の事実は株主総会決議の取消事由にはならないと解する（大隅健一郎＝今井宏・会社法論（中）三三頁、石井照久・会社法（上）二四七頁、田中誠二・会社法詳論（上）五一七頁）のに対し、委任状の勧誘は強制されるものではないとしても、会社が行なうとした以上は総会決議の成立のための手続の一部を構成し、委任状に関する取扱い全体が「決議の方法」に含まれるとともに、委任状に関する取扱いを規律する法

規はいずれも総会の公正手続を確保するために遵守すべき「法令」に含まれるから、代理行使勧誘内閣府令違反はすなわち総会決議取消事由に当たるとする少数説も有力に唱えられている（龍田節「株式会社の委任状制度」インベストメント四頁以下）。おそらく後者の考え方の前提には、旧証券取引法が規制対象としていたところ（将来の株主である投資家）を超えて、既存の株主を対象とした実質的意義の会社法規定として委任状関連の法令をとらえるという制度観が横たわっているのであろう。確かに、代理行使勧誘内閣府令は、会社法の規定を実質的に発展強化したものと考えることはできるが、府令違反の効果をどのように考えるか、さらに会社法の株主総会招集手続・決議方法に関する諸規定と同様に扱うべきであるかは別問題である。そして、委任状の勧誘は、総会の招集通知などとは異なり、総会決議の成立要件として法律上強制されるものでないということは重大に考慮されなくてはならない。

本来、総会の決議は、一定の法律上の要件の充足によってその効果が発生する一種の法律的手続であるから、その要件である手続的行為に法令違反の瑕疵があれば決議の効力は当然否定されるといわざるを得ない（拙著・新会社法エッセンス〔第三版〕一七九頁）。したがって、平成一七年改正前商法二四七条により決議成立手続の瑕疵として直ちに決議取消しの訴えの原因となるのは、決議の成立要件として法上要求される要件的事実に法令違反の瑕疵がある場合であって、もともと決議成立の要件として法律上要求されていない行為に瑕疵があるに過ぎないのであれば、たとえそれが総会に関連してなされたものであっても、その瑕疵が直ちに決議の取消しを導くことにはならない。やはり委任状勧誘が決議の成立手続として要求されていない当時の商法の形式からは、本判決のように考えざるを得なかったのであろう（代理行使の勧誘に関わる内閣府令等の制度趣旨を強調して決議の方法に関する瑕疵といわざるを得ないとするものとして、新山雄三・本件判批・判タ一二五八号五五頁）。

この点、本件判旨は、「代理行使の勧誘は、株主総会の決議の前段階の事実行為であって、株主総会の決議の方法ということはできない」と説明するが、法律行為に対置する意味での事実行為という意味で使用したのではないとしても説明不足の感をぬぐえない。少なくとも、代理行使の勧誘の法的意味は、代理人の委嘱に関する一種の媒介契約の会社による申込と株主の委任状の返送をその承諾、さらには株主の委任状の返送は会社の選定する受任者に対する、

委任状記載の方向で議決権を行使することの委任の申込という意思表示であろうからである（前掲・拙著一七一頁）。この点、新会社法の下で考慮しなくてはならないことは、会社法施行規則六四条は、書面投票制度の採用義務を免れることができる株式会社について（二九八条二項但書）、「株主の全部に対して金融商品取引法の規定に基づき株主総会の通知に際して委任状の用紙を交付する」と規定しており、会社法上でも一定の場合には適法な委任状の交付がいわば決議成立の要件とされているのではないかという問題である。もちろん、書面投票制度の採用義務の免除が生ずる要件として委任状勧誘を行なう場合の問題であるから、議決権行使書が送付される場面とは異なるが、少なくともここでは委任状も決議成立の要件となるとする解釈の可能性があるといわざるを得ないであろう（佐藤智晶・本件判批・ジュリスト一三二九号一一七頁）。

三　判旨二は、所定の参考書類の不交付と議案ごとの賛否欄の不記載に関し、いずれも代理行使勧誘内閣府令に違反するとした上で、決議方法の著しい不公正に該当しないかについて検討されている。かねてより、代理行使勧誘内閣府令は平成一七年改正前商法二四七条一項一号の法令には含まれないため、決議成立手続に関しない府令違反をもって、決議方法の法令違反による決議取消原因とすることはできないとしても、総会の開催や決議の成立に関連してなされた行為が違法ないしは不当であって、これが実際に総会決議の不当な成立を導きまたは決議の公正な成立を妨げるような場合には、決議はそのことを原因として取消の訴えに服することがあるなどと学説から主張されていたところである（菱田政宏・株主の議決権行使と会社支配（第二版）・一二〇頁、上田昭信「議決権とその代理行使」続実務株式会社法六講一八九頁）。今回の判決ではじめてその具体的事例が登場したわけである。

本判決は、この点詳細に事実関係を検討し、参考書類の不交付は内閣府令に違反するが、株主は勧誘者が誰であったか理解していたのであるから情報が欠けていたとはいえないし、また委任状に議案ごとの賛否欄が設けられていないのでこれも内閣府令に違反するけれども、議決権行使書の用紙にはそれが設けられており、株主の大部分が議決権行使書に記載された議案ごとの賛否の表示に従って議決権の代理行使がなされたのであるから、決議の方法に著しい不公正があったとはいえないとする（この点に賛成するものとして、酒井太郎・本件判批・判例評論五七一号二〇九

頁)。本判決の力点が争点二に置かれているのは、委任状の争奪戦が行なわれる最近の傾向を考えると、内閣府令違反をもって決議取消の原因とするか否かという争点一の法律論の検討を踏まえた上で、むしろ内閣府令違反が決議の成否・効力に及ぼす影響を論ずるにあたっては、委任状勧誘が決議の成立に干渉し、その結果決議の方法が著しく不公正な場合に該当するかどうかの検討がなされることの方がより説得力を増すと考えたからであろう。

まず、参考書類に関しては、不交付が指摘された委任状勧誘のための参考書類も、記載されるべき事項は、送付済みの書面投票の参考書類の記載事項をもってほとんど代替可能であり、開示がなかったのは、書面投票の参考書類では開示対象とはされていない勧誘の主体に関する情報のみであるため、これが何らかの方法で入手できるならば別に問題はないとする。そして、事実関係を詳細に検討した後(この中にはX提案の議案に取締役会は反対する旨の記載もある)、株主は勧誘主体が誰であるか十分に知りえたから、そのような記載の欠缺があったからといって、勧誘を受けた株主において、議決権の代理行使の委任の可否を判断するための情報開示が欠けていたとはいえないので、決議の方法が著しく不公正な場合には該当しないとする。委任状勧誘の瑕疵の重大性が問題とされ、ここでは瑕疵は軽微であり、しかも治癒されたとするようである。

大きな問題は、委任状用紙に議案ごとの賛否の記載欄がなかったため、代理人は、議決権行使書面を送付してきた株主に対しては、そのほんどは(被告主張では勘違いを除き)議決権行使書面に記載された賛否に従って議決権代理行使を行い、委任状のみを送付してきた株主に対しては、いわば会社側の意向に従って議決権の代理行使がなされてしまったという点である。すなわち、判旨では、株主の意思に基づかない可能性のある代理行使がなされたか否かが問題とされ、もしそのような状況があるならば、それは各決議の成否への影響の存否を考えざるを得ないとするかのようである。指示違反の代理行使をもって、内部的な委任契約上の義務違反にとどまらず、無権代理として無効と考え、決議結果に影響を及ぼすと見るのであろうか。この点、本件では、議決権行使書を委任状の賛否欄での指示と同様に考え、ごくわずかを除いて株主の意向通りの行使がなされたから、著しい不公正はないとする。書面投票においては、株主の議決権行使は議決権行使書に賛否を記載し、これを総会前に会社に提出することで完了するが、その後本人またはその代理人が総会決議で議決権を行使したならば、

先になされた意思表示は撤回されたことになるとされている（議決権行使書面は株主が総会に出席しないとき効力が生ずるものであるから。江頭憲治郎・株式会社法（第二版）三一六頁）。したがって、議決権行使書は破棄されたと同じ扱いになるのであるが、議決権行使書としての機能は終了したとしても、別途または同時に送付されてきた委任状への指示事項を記載する書面としての存在を考えることもできるのであり、本判決ではむしろそのように考えたのかもしれない。通説・判例は、株主の発言や議決権行使を半ば実力行使のような形で妨げたような場合が著しく不公正な決議方法であるとしており（岩原紳作・新注釈会社法(五)三二一頁）、そのような基準からすれば、本件ではそこまでの事情は認められないし、またわずかな数であるから決議の成否に影響を及ぼすものではないと結論付けている。

最後に、本件判旨で若干気になる点は、議決権代理行使の勧誘の瑕疵と、必ずしも株主の意思に基づいていない議決権代理行使による決議の成否の影響の関係が必ずしも明確とされていないという問題である。すなわち、このような事情があるとき、議決権代理行使の勧誘の瑕疵が、そのまま決議の成否を左右するか否かに還元できるかという問題である。従来からの「著しく不公正」か否かの判断基準に従い、代理行使勧誘の瑕疵との関わりで、著しく不公正か否かの判断がなされるとしたら、「株主の議決権行使の機会を不当に妨げるような勧誘が行なわれ、それに基づき不当な議決権の代理行使が行なわれた」ということになるのであろうか。

宮島　司